

令和6年能登半島地震により被災した宗教法人の 建物等の復旧のための支援制度等について

1 指定寄附金制度

地震により滅失・損壊した公益的な施設等の復旧のために、宗教法人が募集する寄附金で、一定の要件を満たすものとして所轄庁の確認を受けたものは、指定寄附金として、寄附者は所得税又は法人税の税制上の優遇措置*の適用を受けることができます。制度の詳細や寄附を募集される際の注意点等については、富山県又は文化庁ホームページでご確認ください。

※寄附者に対する優遇措置の内容

- 個人の場合…所得金額の40%又は寄附金額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額を所得金額から控除
- 法人の場合…寄附金の全額を損金算入



富山県ホームページ



文化庁ホームページ

(1) 寄附金の募集対象となる施設

宗教法人が事業の用に供していた建物（その付属設備を含む）、構築物、これらの敷地の用に供される土地及びこれら以外の固定資産等で次の①②の要件を満たすもの

- ①専ら自己の宗教活動又は公益事業の用に供していた建物等であること。
- ②令和6年能登半島地震により滅失又は損壊し、補修なしには建物等として本来の機能を果たさない、又は利用の継続が困難であること。

(2) 寄附金の募集対象となる費用

(1)の建物等の原状回復のために必要な費用に充てるものとして適切に算定される事業費の範囲内であり、法人の自己資金、借入金及び補助金によって賄えない部分の費用

[問合せ先：富山県経営管理部総務課法規係 076-444-3150/asoumu@pref.toyama.lg.jp]

2-1 被災した国登録有形文化財（建造物）に対する支援制度

災害により被災した国登録有形文化財（建造物）の災害復旧工事に要する費用に対し、一定の要件を満たした場合に、国から補助金が交付されることがあります。希望される場合は、当該建造物が所在する市町村文化財担当課に対し、事前にご相談ください。

(1) 補助対象となる施設

国登録有形文化財（建造物）

(2) 補助対象事業と補助率

修理工事に要する設計監理料（補助率：1/2、災害復旧の場合加算あり）



文化庁ホームページ

2-2 未指定の文化財（建造物）への支援（文化財ドクター派遣事業）

国登録有形文化財（建造物）を含む、歴史的価値の高い未指定の文化財（建造物）に関して、被災状況の把握や復旧に向けた技術的支援を行う文化庁の事業です。文化財（建造物）が所在する市町村文化財担当課を通じてご相談ください。

3 災害廃棄物処理について

寺社の建築物等を解体・撤去する際に、被災証明書等により半壊以上と判定され、生活環境保全上支障がある場合には、市町村が行う公費解体の対象となる場合があります。

また、鳥居や灯籠等が倒壊し、散乱しているものを処理する場合においても、生活環境保全上支障がある場合には、市町村が行う災害廃棄物処理の対象となる場合があります。

詳細は、市町村災害廃棄物担当課にご相談ください。

市町村担当窓口一覧

1. 文化財支援申請期限・窓口

市町村	申請期限	担当課	電話番号
富山市	相談は随時	生涯学習課	(076) 443-2138 (直)
高岡市	相談は随時	文化財保護活用課	(0766) 20-1463 (直)
射水市	相談は随時	生涯学習・スポーツ課	(0766) 51-6637 (直)
魚津市	相談は随時	生涯学習・スポーツ課	(0765) 23-1045 (直)
氷見市	相談は随時	氷見市立博物館	(0766) 74-8233
滑川市	相談は随時	生涯学習・スポーツ課	(076) 474-9200
黒部市	相談は随時	生涯学習文化課	(0765) 54-2764 (直)
砺波市	相談は随時	生涯学習・スポーツ課	(0763) 33-1602 (直)
小矢部市	相談は随時	文化スポーツ課	(0766) 53-5854 (直)
南砺市	相談は随時	文化・世界遺産課	(0763) 23-2014 (直)
舟橋村	相談は随時	教育委員会	(076) 464-1121
上市町	相談は随時	教育委員会事務局生涯学習班	(076) 472-2429 (直)
立山町	相談は随時	教育課	(076) 462-9982 (直)
入善町	相談は随時	教育委員会事務局男女共同参画・文化係	(0765) 72-3858 (直)
朝日町	相談は随時	教育委員会事務局生涯学習係	(0765) 83-1100

2. 災害廃棄物処理申請期限・窓口

市町村	申請期限	担当課	電話番号
富山市	令和6年9月30日	環境部廃棄物対策課	(076) 443-2178 (直)
高岡市	令和6年9月30日	生活環境文化部環境政策課	(0766) 22-3213 (直)
氷見市	令和6年12月27日	市民部環境保全課	(0766) 74-8065 (直)
小矢部市	令和6年7月31日	民生部生活環境課	(0766) 67-1760 (内線755)
射水市	令和6年9月30日	市民生活部環境課	(0766) 51-6624 (直)